

改正

令和 3 年 10 月 27 日 門真市規則第 32 号

令和 4 年 3 月 24 日 門真市規則第 11 号

令和 6 年 12 月 4 日 門真市規則第 47 号

令和 7 年 5 月 26 日 門真市規則第 31 号

門真市立公民館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、門真市立公民館条例（平成 27 年 門真市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等の変更の通知)

第 2 条 指定管理者（条例第 3 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、条例第 5 条第 1 項ただし書又は条例第 6 条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立公民館（以下「公民館」という。）の掲示板に変更しようとする日の 3 日前までにその旨を掲示するものとする。

(開館時間外に利用許可を行うことができる特別の理由)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める特別の理由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 開館時間内では附属設備、照明設備等の設営又は撤去が行えない場合
- (2) 開館時間内では器材等の搬入又は搬出が行えない場合

(事前登録)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定により公民館を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に登録しておかなければならない。

(利用許可の申請等)

第 5 条 公民館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者又はその許可に係る事項を変更しようとする者で前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立公民館利用許可・変更許可申請書（様式第 1 号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、利用しようとする日（引き続き 2 日以上利用しようとする場合は、そ

の初日をいう。以下「利用予定日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日から利用予定日の前日(この日が公民館の休館日に当たるときは、その前日)までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。

3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和3年門真市規則32号・6年47号〕

(利用許可申請の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、市長が指定する情報通信を利用した公民館の利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム(以下「予約システム」という。)により利用許可の申請をすることができる。

2 前項の規定による利用許可の申請(以下「予約システムによる申請」という。)は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの(予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあつては、当該予約システムによる申請を行った者とする。)とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

第7条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用許可書の交付等)

第8条 指定管理者は、公民館の利用を許可したときは、当該申請をした者に門真市立公民館利用許可・変更許可書(様式第2号。以下この条及び次条において「許可書」という。)を交付する。

この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

- 2 許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、公民館の利用に際して、許可書を公民館の職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者にあつては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。
- 4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、許可書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

（利用の辞退）

第9条 利用者が公民館の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立公民館利用辞退届（様式第3号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の辞退届は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和3年門真市規則32号〕

（特別設備の設置等の申請）

第10条 条例第11条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとする者は、第5条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。

- 2 特別設備の設置等又は条例第11条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、利用者の負担とする。

（公民館職員の立入り）

第11条 指定管理者は、公民館の管理運営上必要があるときは、公民館の職員をして利用中の施設

に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上支障があると認められる者

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設、設備及び器具等（以下「施設等」という。）を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の収容定員を超えて入館させないこと。
- (2) 入館者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
- (7) 入館者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 施設等の利用に伴う準備、原状回復等を行う場合は、公民館の職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公民館の職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、公民館の利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 施設等で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立公民館施設等汚損等届（様式第4号）により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の汚損等届は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用後の点検)

第16条 利用者は、条例第12条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちに公民館職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の納付の特例)

第17条 条例第14条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときとは、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用の開始前に利用料金を納付する場合とする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用料金の還付)

第18条 条例第14条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金に相当する額
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金の5割に相当する額
災害その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合	既納の利用料金に相当する額
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立公民館利用料金還付申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和3年門真市規則32号・6年47号〕

(利用料金の減免の基準)

第19条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第14条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額

- ア 市又は門真市教育委員会が利用する場合
- イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
- ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

(2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額

- ア 主に中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下の者で構成される団体が利用する場合
- イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
- ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

(3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額

- ア サークル登録団体が利用する場合
- イ 社会教育関係団体が利用する場合
- ウ 地域で活動する団体が利用する場合
- エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立公民館利用料金減免申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあつては、これを省略することができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号・7年31号〕

（附属設備の利用料金）

第20条 条例別表備考2の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

追加〔令和4年門真市規則11号〕

（細目）

第21条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（門真市立公民館利用料金に関する規則の廃止）
- 2 門真市立公民館利用料金に関する規則（平成27年門真市規則第35号）は、廃止する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

- 3 第2条、第4条、第5条（第3項を除く。）、第8条（第2項を除く。）、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条、第15条、第18条並びに第19条の規定は、条例附則第2項の規定により市長が公民館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）	市長
第4条、第5条第1項	指定管理者	市長
第5条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第5条第4項、第8条（第2項を除く。）、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条、第15条、第18条、第19条	指定管理者	市長

一部改正〔令和3年門真市規則32号・6年47号〕

附 則（令和3年10月27日門真市規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日門真市規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 この規則による改正後の門真市立公民館条例施行規則、門真市立市民交流会館条例施行規則及び門真市立門真市民プラザ条例施行規則の規定による門真市立公民館、門真市立市民交流会館及び門真市立門真市民プラザの附属設備の利用の許可、利用料金の徴収等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和6年12月4日門真市規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月26日門真市規則第31号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第20条関係）

品目	単位	利用料金
ロッカー大	1台	400円
ロッカー小	1台	300円
保管用ラック大	1台	500円
保管用ラック小	1台	400円
保管用スペース	1箇所	500円

備考 利用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間については、1月として計算するものとする。

追加〔令和4年門真市規則11号〕

様式第1号（第5条関係）

門真市立公民館利用許可・変更許可申請書			
No. _____		年 月 日	
許可権者（氏 名）様	住所 ふりがな 氏 名	申請者 氏 名	生年月日 年 月 日生 電 話 （ ）
門真市立公民館条例及び門真市立公民館条例施行規則を遵守しますので、下記のとおり利用許可・変更許可願います。			
利 用 室 名	1階 集会室・児童室・料理教室	2階	第1会議室・第2会議室・講義室
利 用 目 的			
利 用 団 体 名			
利 用 日 時	年 月 日（ ） 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 午後 時 分		
利 用 予 定 人 員	人		
利 用 責 任 者	住所 ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日生 電 話	
確 認 事 項	☐ 暴力団の利益になるような利用ではありません。 ☐ 施設の利用目的に従って利用します。		
注意	1 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□に✓印を付してください。 2 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報警察に照会することがあります。 3 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。 4 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は、許可の取消しを行います。		
以下は、記入しないでください。			
利 用 料 金			

様式第2号（第8条関係）

門真市立公民館利用許可・変更許可書			
No. _____		年 月 日	
申請者 (氏 名) 様		許可権者 (氏 名) 印	
年 月 日付け門真市立公民館利用許可・変更許可申請の件、下記のとおり利用許可・変更許可します。			
利 用 室 名	1 階 集会室・児童室・料理教室	2 階 第1会議室・第2会議室・講義室	
利 用 目 的			
利 用 団 体 名		利用予定人員	人
利 用 日 時	年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分		
利 用 責 任 者			
許 可 条 件		利 用 料 金	_____
注 意 事 項			
1 利用当日は、この許可書を事務所に提示し、利用後は、必ず報告してください。 2 利用許可以外の部屋への出入は、認めません。 3 会場の準備や後始末は、利用者において行い、必ず原状に復してください。 4 館内へのアルコール類の持込みは、一切禁止です。 5 その他、職員の指示に従ってください。			

門真市立公民館利用辞退届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所
申請者 氏名
電話 （ ）

次のとおり門真市立公民館の利用を辞退したいので、お届けします。

記

利 用 年 月 日	年 月 日（ ）		
利 用 時 間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後 ☐ 午後		
利 用 団 体 名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者	氏 名	☐ 申請者と同じ	
	住 所	電話 （ ）	
	利用予定人数	人	
利 用 室 名	1階	☐ 集会室 ☐ 児童室 ☐ 料理教室	
	2階	☐ 第1会議室 ☐ 第2会議室 ☐ 講義室	
辞 退 の 理 由			

添付書類 門真市立公民館利用許可・変更許可書

門真市立公民館施設等汚損等届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

申請者 住所
氏名
電話 （ ）

門真市立公民館の施設等を次のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立公民館条例第13条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

汚 損 等 の 日 時	年 月 日 時 分
汚 損 等 の 場 所	
汚 損 等 の 内 容 又 は 程 度	

門真市立公民館利用料金還付申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
申請者 氏 名
電 話 （ ）

門真市立公民館条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

還 付 の 理 由			
※ 還 付 請 求 額	既納利用料金	利用料金	還付額
	円	円	円

注意

- 1 門真市立公民館利用許可・変更許可書を添付してください。
- 2 ※印の箇所は記入しないでください。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

様式第6号（第19条関係）

門真市立公民館利用料金減免申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
申請者 氏 名
電 話 （ ）

門真市立公民館条例施行規則第19条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、申請します。

記

利 用 年 月 日	年 月 日（ ）		
利 用 時 間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後 ☐ 午後		
利 用 団 体 名			
利 用 目 的			
利 用 室 名	1 階	☐ 集会室 ☐ 児童室 ☐ 料理教室	
	2 階	☐ 第1会議室 ☐ 第2会議室 ☐ 講義室	
減額又は免除を受けたい理由			

注意 この申請書には、会員名簿、事業計画、実績等の書類を添付してください。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕